

記者発表（資料配布）		本紙を含めA4：2枚	
月／日（曜日）	担当部課名	電話番号	発表者名 （担当者名）
令和3年6月30日（水） 午前10時00分	健康福祉課 子育て・福祉室	0790-82-0661	

件名：タクシー運賃助成事業助成金不正受給にかかる調停成立

佐用町タクシー運賃助成事業で、契約したタクシー会社からの助成金請求に不正があったことが、令和2年9月に分かりました。

町は事件解決のため、令和2年12月議会で調停の申立てを決め、令和3年2月からの龍野簡易裁判所で相手方と調停を進めてきました。このほど、調停が成立しましたので報告します。

記

1. 不正受給した会社名と代表者

有限会社 上月タクシー 代表取締役 中尾正俊
有限会社 平福タクシー 代表取締役 中尾正俊
株式会社 中尾電化センター（通称：中尾タクシー） 代表取締役 中尾正俊

2. 不正受給の期間

令和元年10月から令和2年7月

3. 不正内容と不正に至った理由

中尾正俊が運転したタクシー業務について、短距離の利用で迎車にかかる経費を補うため、助成金を水増ししたり乗車区間を書き換えたりした。不正に受領した助成券に架空の乗車を書き込んで、助成金を請求した事例もあった。

4. 調停条項概要

- (1) 不正受給に対する全町民への陳謝
- (2) 損害賠償請求額25万円（すでに代理弁護士の法律事務所に納付済）
- (3) 上月タクシーとの運賃助成事業契約更新（令和3年7月31日まで）
- (4) 中尾タクシー、平福タクシーとの運賃助成事業契約更新（令和3年12月31日まで）

5. 行政処分内容

上月タクシーに対し、令和3年8月1日から令和4年7月31日まで、1年間の委託業務契約不締結

6. 今後の不正防止策

令和3年から助成券を複写式にして、利用者が必ず利用料金を確認し手元に利用歴を残す。
町内7社に対して不定期に監査を実施する。

7. 町民への対応

不正受給事件と調停成立、行政処分内容を佐用町ホームページで公開します。また、上月タクシーが1年間利用助成できないことを広報誌で告知し、利用登録者へダイレクトメールや窓口でお知らせするとともに、利用頻度の高い方へ電話で周知します。